## 兵庫県公報

令和2年12月28日 月曜日 第8号外

# 発 行 人 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

企業庁管理規程

۸° ----'\"

○ 企業職員の服務に関する規程等の一部を改正する管理規程 ……

1

#### 企業庁管理規程

企業職員の服務に関する規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。 令和2年12月28日

兵庫県公営企業管理者 片 山 安 孝

#### 兵庫県企業庁管理規程第8号

### 企業職員の服務に関する規程等の一部を改正する管理規程

(企業職員の服務に関する規程の一部改正)

第1条 企業職員の服務に関する規程(昭和56年兵庫県企業庁管理規程第15号)の一部を次のように改正する。 第14条中「専免承認申請書(様式第4号)により管理者の」を「その旨並びにその理由及び期間を管理者 に申し出て、その」に改める。

第15条中「様式第5号」を「様式第4号」に改める。

第16条中「様式第4号」を「様式第5号」に改める。

第18条中「、療養」を「若しくは療養」に改め、同条後段を削る。

第19条から第25条までを次のように改める。

第19条から第24条まで 削除

(出勤)

第25条 職員は、定刻までに出勤しなければならない。

2 所属長は、所属の職員の出勤状況を確認するものとする。

第26条第1項中「以下」の右に「この項及び次項において」を加え、「、休暇欠勤簿(様式第6号)により」を削り、「所属長の」を「、その旨並びにその休暇(その種類を含む。)又は欠勤の別及び期間を所属長に申し出て、その」に改める。

第33条を削り、第32条を第33条とする。

第31条中「住所届(様式第7号)」を「その現住所、通勤方法その他管理者が定める事項」に、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改め、同条を第32条とする。

第30条の見出しを「(履歴事項の変更の届出)」に改め、同条中「速やかに履歴事項変更届に」を「速やかに」に、「これ」を「その旨」に、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改め、同条第4号中「管理者が必要があると認める事由に該当した」を「職員の履歴に関する事項(管理者が定めるものに限る。)に変更があった」に改め、同条を第31条とする。

第29条を第30条とし、第28条を第29条とし、第27条の2を第28条とする。

第34条を次のように改める。

(承認の申出等の手続等)

- 第34条 第14条若しくは第26条第1項の規定による承認 (病気休暇に係るものを除く。)の申出又は第31条若しくは第32条の規定による届出 (以下この条において「承認の申出等」という。)は、電子情報処理組織 (知事部局の管理に係る電子計算機 (入出力装置を含む。以下この条において同じ。)と承認の申出等をする職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用して行わなければならない。ただし、電子情報処理組織を使用して承認の申出等を行うことができない特別の事情がある場合には、書面により承認の申出等を行うことができる。
- 2 この規程の規定により管理者に提出する書類又は管理者に対して行う申出若しくは届出に係る書面は、

所属長を経由しなければならない。 様式第3号中 「所 属 職名」 を 「申請者 所 属 職名」 に改め、「印」を削る。 様式第4号を削る。 様式第5号中「印」を削り、同様式を様式第4号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

	営利企	業等従事許可申請書	
申 請 理 由			
団 体 等 名			
その団体等の業務	i		
従事する業務等			
期間又は日時	i	報 酉	Н
兵庫県公営企業	管理者	兼 申請者 所 職 氏	名
所 属 長 意 見			

様式第6号及び様式第7号を削る。

(企業庁公印規程の一部改正)

第2条 企業庁公印規程(昭和41年兵庫県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「印」を削る。

様式第3号中「印」を削り、「お届けします」を「届け出ます」に、「てんまつ」を「てん末」に改める。 (企業庁職員被服等貸与規程の一部改正)

第3条 企業庁職員被服等貸与規程(昭和44年兵庫県企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。 第1条中「職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を含む。以下同じ。)」を「一般職に属する職員」に改め る。

第7条中「被服等亡失・損傷報告書(第1号様式)」を「、その品名及び理由」に、「提出しなければならない」を「届け出なければならない」に改める。

第11条中「様式第2号」を「別記様式」に改める。

様式第1号を削り、様式第2号を別記様式とする。

(企業庁宿舎管理規程の一部改正)

第4条 企業庁宿舎管理規程(昭和41年兵庫県企業局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「印」を削る。

様式第4号中「印」を削る。

様式第5号中

収入印紙

及び「印」を削る。

様式第6号中「印」を削る。

様式第7号中「印」を削る。

様式第7号の2及び様式第8号中「印」を削る。

様式第9号中「印」を削る。

様式第10号中

「宿舎管理者

様」

を

「宿舎管理者 様」に改め、「印」を削る。

様式第11号中「印」を削る。

附 則

この管理規程は、令和3年1月1日から施行する。